

令和 7 年度

事業概要

名古屋市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所 基本理念

- 1 厳正なと畜検査を実施し、家畜特有の疾病や人獣共通感染症の排除に努めます。
- 2 食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場における食肉の衛生確保に努めます。
- 3 「食肉の安全・安心」をめざして、消費者の信頼が得られると畜検査の実施に努めます。
- 4 検査技術、検査精度の向上を図り、科学的な検査データに基づいたと畜検査の実施に努めます。

はじめに

名古屋市食肉衛生検査所は名古屋市中心卸売市場南部市場とともに今年度で移転後 20 年を迎えます。この間、牛伝達性海綿状脳症の国内対策の見直し、豚熱等の家畜伝染病の国内発生、生食用食肉の衛生基準の再設定、及び食肉処理業等への HACCP 方式による衛生管理の本格導入、並びに新型コロナウイルス感染症の流行などがありました。決して平坦な道のりではありませんでしたが、と畜検査を不断に実施し、関係者の皆様との連携協力により安全な食肉の供給に尽力してきました。

20 年が経過し、施設設備の維持更新が課題となっていますが、これは本市だけの問題ではありません。全国のと畜場の約半数が築 30 年以上を経過しているため、と畜場の再整備は避けては通れない状況です。と畜検査を担う公衆衛生獣医師の不足という課題にも直面しています。困難が待ち受けているものと想像しますが、これからも食肉衛生の砦としての使命を果たさなければなりません。関係する皆様のご理解とご協力を引き続きお願いします。

自分は 22 年ぶりに食肉衛生検査所へ戻ってきました。HACCP 方式による衛生管理が導入されたと畜場を目の当たりにし時代を実感するとともに、食肉を扱う方々の衛生意識の変化を大変頼もしく感じています。平成 19 年 2 月に開設された現在の名古屋市南部と畜場（と畜場番号 2）はワンウェイワンフロアの密閉構造であり、移転前の名古屋市と畜場（と畜場番号 1、中川区、平成 19 年廃止）から衛生及び環境の両面で格段に向上した施設としてスタートしました。現在に至り、開設時の関係者の方々の思いが実を結んだものと感じています。これから更に事業者それぞれによる自主的な衛生管理が成熟していくことを期待しています。

また、生産現場及び消費現場における動物福祉についての気運を肌で感じています。近年順次採択された国際獣疫事務局（WOAH）の「陸生動物衛生規約における動物福祉の国際基準」に沿った家畜の取扱いの実現が望まれます。と畜場が国際基準の空白地とならないよう、農場で大切に育てたられたいのちの最期にふさわしい場となるよう、獣医師としての責務を果たさなければならないと考えています。

令和 7 年度は、牛 8,125 頭及び豚 218,771 頭に対しと畜検査を行うとともに、シンガポール向け食鳥肉輸出を行う施設において食鳥検査を開始し、鶏 1,571 羽を検査しました。残留動物用医薬品検査、衛生指導、啓発事業などの業務とあわせて事業概要としてまとめましたので、ご高覧ください。

令和 8 年 9 月 名古屋市食肉衛生検査所長 鳴海大助

目 次

基本理念・はじめに

第1章 食肉衛生検査所の概要	1
1 沿革	2
2 組織・機構	4
3 検査所職員配置	4
4 名古屋市と畜場法施行細則	5
5 食肉衛生検査所長委任規則	8
6 名古屋市食肉衛生検査所処務規程	10
7 公所長以下代決規程（抜すい）	11
8 職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）	12
9 特殊勤務手当規則（抜すい）	13
10 と畜検査手数料等	13
11 食肉衛生検査所（建物）平面図	15
12 検査関係主要備品	16
13 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模（主な設備）	17
14 食肉衛生検査所への交通案内図	18
15 南部市場全図	19
第2章 と 畜 検 査	21
1 と畜検査の概要	
(1) と畜検査頭数	22
(2) と畜検査の結果に基づく措置について	22
(3) 精密検査	22
(4) 動物用医薬品検査	22
(5) その他	22
2 と畜検査頭数	
(1) 月別と畜検査頭数	23
(2) と畜検査頭数の推移（令和3年度～令和7年度）	23
(3) 産地別と畜検査頭数	24
3 と畜検査結果に基づく措置	
(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）	25
(2) 全部廃棄	26
(3) 一部廃棄	27
4 精密検査件数	
(1) 総計	30
(2) 牛	31

(3) 子牛	32
(4) 豚	33
5 食品中の残留動物用医薬品検査結果	
(1) 検査頭数及び検査項目数	34
(2) 行政処分	34
第3章 衛生監視指導	35
1 中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導等	
(1) 衛生監視指導実施状況	36
(2) 微生物検査等実施状況	37
(3) 外部検証連絡会議	37
2 市内食鳥処理施設における衛生指導等	
(1) 食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別	38
(2) 食鳥処理施設の監視指導件数、区別	39
(3) 認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別	40
(4) 認定小規模食鳥処理場での食鳥検査員による食鳥検査結果	40
(5) 微生物検査件数	41
3 輸出食肉対応実績	42
第4章 講習会・研修・見学等	43
1 衛生講習会、見学等の実施	
(1) 衛生講習会の実施	44
(2) 見学者の受入	44
(3) その他	44
(4) 衛生講習会、見学等実施回数及び参加者	44
(5) 研究協力	44
2 研修	45
第5章 調査研究	46
1 研究発表抄録	
(1) と畜場における豚の残留動物用医薬品検査の実施状況および豚枝肉においてマルボフロキサシンが陽性になった事例について	47
(2) アンケート方式による獣医学生就職意識調査について	48
(3) 名古屋市南部市場における牛肉輸出関連業務について	51
2 研究・発表一覧（平成26年度～令和7年度）	55

第 1 章 食肉衛生検査所の概要

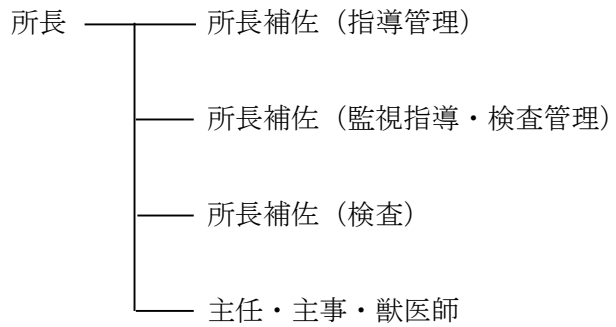
1 沿革

昭和 6 年 9 月	中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場。	
昭和 25 年 5 月	屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福祉局の所管となる。	と畜検査員 3 名
昭和 28 年 7 月	組織変更により保健福祉局を衛生局、民生部（その後民生局）に再編、衛生局の所管となる。	
昭和 28 年 8 月	屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。	
昭和 30 年 10 月	愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜場の検査を衛生局が担当する。	
	名古屋市と畜場 3 名 小田井と畜場 2 名	計 5 名
昭和 37 年 4 月	公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。	
	検査第一係 4 名 検査第二係 4 名	計 8 名
昭和 40 年 3 月	小田井と畜場改築	
昭和 40 年 6 月	食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の 3 係をおく。	
	所長(課長)1 名 管理係 2 名 検査係 6 名 小田井検査係 5 名	計 14 名
昭和 41 年 3 月	食肉衛生検査所建物完成	
昭和 45 年 3 月	増設工事完成(微生物室、その他)	
昭和 45 年 4 月	管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し 4 係となる。	
	所長(課長)1 名 管理係 4 名 検査第一係 3 名 検査第二係 9 名	
	検査第三係(小田井と畜場) 5 名	計 22 名
昭和 46 年 4 月	検査第一係 4 名となる。	計 23 名
昭和 48 年 4 月	検査第三係 7 名となる。	計 25 名
昭和 48 年 6 月	小田井と畜場検査室改築完成	
昭和 49 年 4 月	検査第二係 10 名となる。	計 26 名
昭和 59 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 27 名
昭和 63 年 1 月	増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)	
平成 元年 12 月	庁舎改修工事完成	
平成 3 年 3 月	庁舎改修(倉庫、車庫)	
平成 3 年 4 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業務の開始。	
平成 5 年 11 月	庁舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)	
平成 6 年 4 月	主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務) 1 名	
平成 6 年 6 月	小田井と畜場休場(平成 8 年 3 月廃止)	
平成 7 年 4 月	検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり 3 係となる。	
	所長(課長)1 名 主幹 1 名 管理係 4 名 検査第一係 5 名	
	検査第二係 13 名	計 24 名
平成 8 年 11 月	庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)	
平成 8 年 12 月	と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)	

平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹 1 名減員。	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更。	
平成 13 年 10 月	BSE 全頭検査始まる。	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転 名古屋市南部と畜場でと畜検査を開始。	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名(うち嘱託 3 名)となる。	計 30 名
平成 25 年 7 月	BSE 検査対象が 48 ヶ月齢超等になる。	
平成 26 年 4 月	管理係 6 名(うち嘱託 1 名)、 検査第一係 6 名となる。	計 29 名
平成 27 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 28 名
平成 29 年 4 月	組織改編により、2 係(指導管理係 6 名・検査係 18 名 (うち嘱託 2 名)) 1 主査(監視指導・検査管理)となる。 健康牛の BSE 検査を廃止。	
平成 30 年 6 月	市内全域の食鳥処理施設の監視指導業務を当所に集約する。 と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化。 (と畜場法改正)	計 26 名
平成 31 年 4 月	嘱託(業務補助)1 名増員	計 27 名
令和 2 年 4 月	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行。 指導管理係長の職種を主事から獣医師に変更。	計 27 名
令和 3 年 6 月	と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化に伴い、外部検証を開始	
令和 5 年 4 月	指導管理係 7 名となる。	計 28 名
令和 6 年 4 月	係制から担当制となる。係長の名称を所長補佐に変更。	計 28 名

2 組織・機構

市長—副市長—健康福祉局長—生活衛生部長—食肉衛生検査所長



3 検査所職員配置

(令和7年4月1日現在)

区 分	と畜検査員	事務職員	と畜検査補助員	計
所 長	1	－	－	1
所長補佐 (指導管理)	1	－	－	3
所長補佐 (監視指導・検査管理)	1	－	－	
所長補佐 (検査)	1	－	－	
主 任	5	1	－	20
主 事	－	－	－	
獣医師	14	－	－	
会計年度任用職員 (検査補助)	1	－	2	3
会計年度任用職員 (業務補助)	－	1	－	1
計	24	2	2	28

4 名古屋市と畜場法施行細則

昭和 59 年 4 月 1 日

規則第 63 号

最終改正令和 2 年規則第 123 号

(と畜場設置の許可申請)

第 1 条 と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、と畜場設置許可申請書（第 1 号様式）に名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成 12 年名古屋市条例第 47 号）に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(と畜場の変更及び廃止の届出)

第 2 条 法第 4 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は、と畜場構造設備等変更届（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 と畜場の設置者は、と畜場を廃止したときは、廃止後 5 日以内にと畜場廃止届（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(と畜場設置の許可を与えない場所)

第 3 条 法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する場所は、次のとおりとする。

- (1) 低湿で排水が充分でない場所
- (2) 学校、公園、病院その他公衆が集合する施設の周囲から 100 メートル以内の場所（構造設備の状況により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるものを除く。）
- (3) その他市長が特に公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所

(と畜場の衛生保持)

第 4 条 と畜場の設置者又は管理者は、法第 6 条に規定するもののほか、と畜場内の汚染防止その他公衆衛生の保持をはかるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係者以外の者をみだりにと畜場に入出入りさせないこと。
- (2) 食肉運搬用器具及び車両は、清潔で衛生的なものでなければと畜場に入出入りさせないこと。
- (3) その他名古屋市食肉衛生検査所長（以下「食肉衛生検査所長」という。）が公衆衛生上必要と認めて指示した事項

(衛生管理責任者及び作業衛生責任者の配置及び変更の届出)

第 5 条 法第 7 条第 6 項（法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、衛生管理責任者・作業衛生責任者配置・変更届（第 3 号様式の 2）にと畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号。以下「規則」という。）第 5 条第 2 項に定める書類を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)

第 6 条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、法第 9 条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 清潔な衣服及びゴム長靴を着用すること。

(2) 肉刀類を常に清潔で衛生的な容器に入れておくこと。

(3) その他食肉衛生検査所長が公衆衛生上必要と認めて指示した事項

(と畜場使用料及びとさつ解体料の認可の申請)

第7条 法第12条第1項の規定により、と畜場使用料若しくはとさつ解体料の額の認可を受けようとする者又は認可を受けたと畜場使用料若しくはとさつ解体料の額を変更しようとする者は、と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書（第4号様式）又はと畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(自家用とさつの届出)

第8条 法第13条第1項第1号の規定による届出をしようとする者は、自家用とさつ届（第6号様式）にとさつしようとする獣畜の健康診断書を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(自家用とさつ解体について遵守すべき事項)

第9条 法第13条第1項第1号又はこれに係る同条第2項ただし書の規定により、と畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 獣畜のとさつ又は解体は、法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる場所その他公衆衛生上危害を生ずるおそれがある場所で行わないこと。

(2) 血液、内臓及び汚物は、埋却、焼却その他の方法により汚染防止の措置を講ずること。

(と畜場以外の場所におけるとさつの許可申請)

第10条 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「令」という。）第4条第2号の規定による許可を受けようとする者は、と畜場外とさつ許可申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(と畜検査の申請)

第11条 法第14条の規定による検査を受けようとする者は、と畜検査申請書（第8号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(と畜場外への持出しの許可申請等)

第12条 令第5条第1項第1号の許可を受けようとする者は、牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書（第9号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

2 令第5条第1項第2号の許可を受けようとする者は、牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書（第10号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

3 令第5条第1項第3号の許可を受けようとする者は、獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書（第11号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

4 食肉衛生検査所長は、令第5条第1項第1号から第3号までの許可をしたときは、と畜場外への持出し許可書（第12号様式）を交付する。

(検印及びと畜場番号)

第13条 令第9条の規定による検印の押印は、と畜検査員が行う。

2 規則様式第1号の規定によると畜場番号は、次のとおりとする。

と畜場の名称	と畜場番号
名古屋市南部と畜場	2

(書類の経由)

第14条 この規則により市長に提出すべき書類は、食肉衛生検査所長を経由して提出しなければならない。

附 則(令和2年規則第123号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

5 食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日

規則第 39 号

最終改正令和 5 年規則第 93 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条による許可及び第6条第1項による変更の許可に関する事。
- (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項、第7条第2項、第12条第6項、第14条及び第17条第1項第4号による届出の受理に関する事。
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までによる食鳥検査に関する事。
- (3)の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項による確認規程の認定及び同条第2項による確認規程の変更の認定に関する事。
- (3)の3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項による報告の受理に関する事。
- (3)の4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項による届出の受理及び確認規程の廃止期日の決定に関する事。
- (3)の5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第9項による指導及び助言に関する事。
- (3)の6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条による措置に関する事。
- (3)の7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項による報告の請求並びに第38条第1項による立入り、検査、質問及び収去に関する事。
- (3)の8 と畜場法（昭和28年法律第114号）第7条第6項（第10条第2項において準用する場合を含む。）による届出の受理に関する事。
- (4) と畜場法第13条による届出の受理及び指示に関する事。
- (5) と畜場法第14条による検査及びと畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第5条による許可に関する事。
- (6) と畜場法第16条による措置に関する事。
- (7) と畜場法第17条による報告の徴収又は立入検査に関する事。
- (8) と畜場法第18条第1項による施設の使用制限又は停止命令及び同条第2項によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令又はとさつ若しくは解体を行うことの禁止に関する事。

と。

(9) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

(10) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第10条第2項による調査に関すること。

附 則（令和5年規則第93号）

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

6 名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日

達第 23 号

最終改正 令和 6 年達第 29 号

第 1 条 名古屋市食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）は、健康福祉局生活衛生部に属し、
所長その他必要な職員を置く。

第 2 条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。

第 3 条 検査所に次の組織を置く。

所長補佐（指導管理）

所長補佐（監視指導・検査管理）

所長補佐（検査）

2 検査所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事及び予算経理に関すること。
- (3) 手数料の徴収に関すること。
- (4) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に関すること。
- (5) 所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (6) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。
- (7) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関する
こと。
- (8) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。
- (9) 肉、内臓等の精密検査に関すること。
- (10) 所長の指定する移入肉等の検査に関すること。
- (11) 所長の指定する食鳥肉等の衛生に関すること。
- (12) 人獣共通感染症の調査に関すること。

3 検査所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（指導管理）が担当する。

4 所長補佐は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第 4 条 所長は、毎月 10 日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績
を生活衛生部長に報告しなければならない。

附 則(令和 6 年達第 29 号)

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

7 公所長以下代決規程（抜すい）

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号

最終改正 令和 7 年達第 20 号

（この規程の趣旨）

第 1 条 この規定は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、公所長並びに公所に属する部長、次長、課長、課長補佐及びこれらに相当する職にある者（以下「公所長等」という。）の責任及び代決権限を定めるものとする。

別表第 2

健康福祉局	食肉衛生 検査所長	1 と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限に関する事。 2 と畜場法第 8 条(第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)による解任命令に関する事。
-------	--------------	--

別表第 2 の 2

健康福祉局	食品衛生検査 所、動物愛護 センター及び 食肉衛生検査 所の長	1 定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関する事。 2 定例又は軽易な事項に係る証明に関する事。 3 法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る決定に関する事。
	食品衛生検査 所及び食肉衛 生検査所の長	1 食品衛生法第 59 条(第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。)による行政処分に関する事（と畜場、名古屋市中心卸売市場本場及び同南部市場に係るものに限る。）。 2 食品表示法第 6 条第 1 項及び第 3 項による指示並びに同条第 5 項及び第 8 項による命令に関する事(名古屋市中心卸売市場本場及び同南部市場に係るもの(食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたもの(同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものを除く。))に限る。))に限る。))。

8 職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号

最終改正 令和 7 年達第 22 号

局	課又は 公所等	職員 の範囲	勤 務 時 間 等			
			勤務 区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉局	食肉衛生 検 査 所	全職員	A	午前 7 時 45 分から 午後 4 時 15 分まで	45 分	日曜日及び 土曜日
			B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45 分	
			C	午前 7 時 45 分から 午後 4 時 30 分まで	60 分	
			D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60 分	
			E	午前 8 時 00 分から 午後 4 時 30 分まで	45 分	
			F	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで	45 分	

9 特殊勤務手当規則（抜すい）

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号

最終改正 令和 7 年規則第 52 号

食肉衛生検査所関係分

勤 務 内 容	勤務内容の細分	手 当	
		金 額	備 考
と畜場又は中央卸売市場南部市場における作業	と 畜 検 査 員 の 業 務	日額 1,000 円	1 日につき 3 時間 50 分以上勤務の職員。3 時間 50 分未満勤務の職員は半額
	と畜検査員の補助業務	日額 850 円	

10 と畜検査手数料等

（１）と畜検査関係

ア と畜検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円／頭	300 円／頭

イ と畜検査等証明手数料（名古屋市手数料条例）

1 件当たり 300 円

ウ と畜場使用料（名古屋市南部と畜場条例）

区 分	牛	こ牛・豚
と畜場使用料（外税）	2,200 円／頭	720 円／頭

エ とさつ解体料

区 分	牛	牛(経産牛)	こ牛・豚	豚（大貫）	豚（大貫雄）
とさつ解体料（外税） 通常と畜	4,500 円／頭	5,500 円／頭	1,000 円／頭	2,200 円／頭	
とさつ解体料（外税） 特別と畜※	9,000 円／頭	11,000 円／頭	2,000 円／頭	4,400 円／頭	6,200 円／頭

※歩行困難、体格等により、通常のと畜解体ラインではなく、事故畜と室で処理する場合。

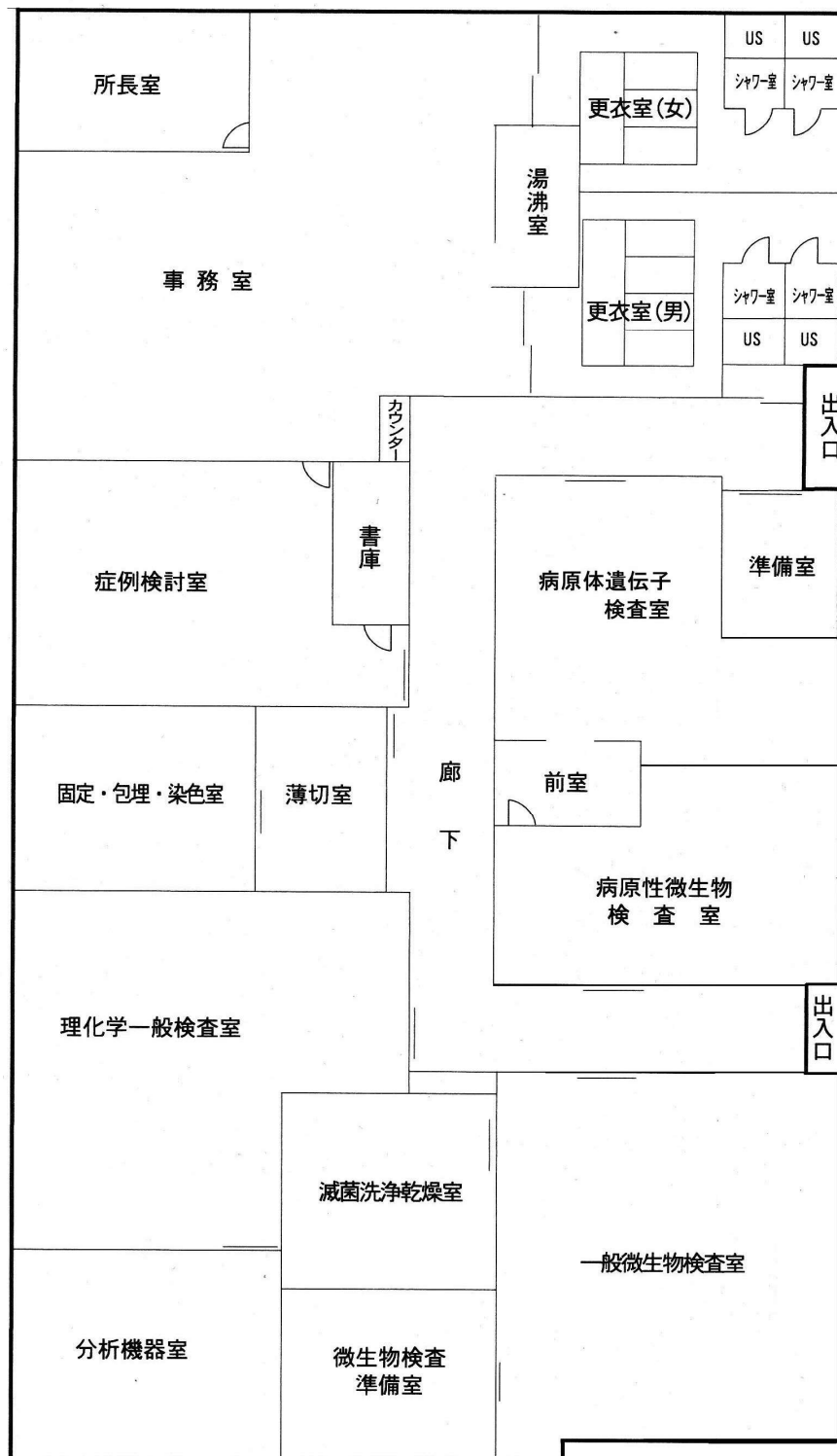
（２）食鳥検査関係

- ア 食鳥処理事業許可申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）
1 件当たり 19,000 円
- イ 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）
1 件当たり 10,000 円
- ウ 食鳥検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）
1 羽 3 円
- エ 確認規程認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）
1 件当たり 5,500 円
- オ 確認規程変更認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）
1 件当たり 2,300 円

（３）輸出証明関係

- ア 輸出証明書発行手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）
1 件当たり 870 円
- イ 適合施設認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）
（ア）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 21 条第 1 号に掲げる施設
認定農林水産物等の種類に係るもの
1 件当たり 20,900 円
- （イ）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 21 条第 2 号に掲げる施設
認定農林水産物等の種類に係るもの
1 件当たり 10,400 円

11 食肉衛生検査所（建物）平面図



12 検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
クリーンベンチ	2	ドラフトチャンバー	1	ドラフトチャンバー	3
安全キャビネット	4	電子てんびん	1	電子てんびん	2
電子てんびん	3	薬品用冷蔵庫	1	セミマイクロてんびん	1
薬品用冷蔵庫	3	マイクロトーム	2	薬品用冷蔵庫	3
薬品用冷蔵・冷凍庫	3	クリオスタットマイクロトーム	1	薬品用冷凍庫	1
薬品用冷凍庫	1	パラフィン伸展器	1	自動血球計数装置	1
超低温フリーザー	2	パラフィン伸展バス	1	血清分析システム	1
冷凍庫	1	自動パラフィン包埋装置	1	血球分類計算器	1
オートクレーブ	3	パラフィnbロック作製装置	1	超純水製造装置	1
煮沸消毒器	1	顕微鏡ティーチング装置	1	純水製造装置	1
乾熱滅菌器	1	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	遠心機	2
乾燥器	1	蛍光顕微鏡	1	振とう器	1
恒温器	7	実体顕微鏡	1	ロータリーエバポレーター	5
ウォーターバス	3			マニホールドキット	4
製氷機	1			分注器	8
リアルタイムPCR機器一式	2			ホモジナイザー	2
PCR機器一式	1			マグネチックスターラー	1
遠心機	3			ホットスターラー	1
蛍光顕微鏡	1			試験管ミキサー	1
光学顕微鏡	2			ドライアスピレーター	1
バッグミキサー	1			デシケーター	1
試験管ミキサー	4			pH計	1
マイクロチューブミキサー	1			超音波洗浄器	4
マイクロチューブローテーター	1			高速液体クロマトグラフ (紫外・可視検出器、蛍光検出器、多波長検出器)	2
分注器	8				
ホモジナイザー	1				
アルミブロック恒温器	5				
細胞破砕機	1				
マイクロプレートウォッシャー	1				
マイクロプレートリーダー	2				
コロニーカウンター	1				
免疫磁気ビーズ法用マグネット	2				
超音波洗浄器	1				
ATP検査機器	1				
精密型デジタル温度計	1				
最高最低温度計	1				
カメラ	1				

13 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模（主な設備）

施 設 概 要			
敷 地 面 積	60,721 m ²		
延 床 面 積	27,059 m ²		
本 館 棟	22,830 m ²		
処 理 棟	4,229 m ²		
	牛	豚	
係 留 所	係留能力	100 頭	840 頭（＋大貫 30 頭）
と 畜 解 体	最大処理数	100 頭／日	1,000 頭／日
冷 蔵 庫	枝肉冷却室収容頭数	200 頭	1,000 頭
せ り 室		90 席	36 席
部分肉加工施設	処理能力	150 頭／日	400 頭／日
	設置室数	7 室	1 室
排 水 処 理	と畜解体の排水処理	1,680 m ³ ／日、3 次方式	
焼 却 処 理	[焼却炉（200kg／時）＋排ガス処理]×2 系列		
脱 臭 設 備	本館棟	：（薬液洗浄＋活性炭）方式	処理風量 800 m ³ ／分
	処理棟	：（薬液洗浄＋活性炭）方式	処理風量 185 m ³ ／分
	活性炭方式		処理風量 600 m ³ ／分
洗 車 場	4 台分（10t 車×2 4t 車×2）		
車 両 消 毒 設 備	2 ヶ所（生体搬入車両・一般用）		

14 食肉衛生検査所への交通案内図



交通のご案内

●自動車

- ・名古屋高速4号東海線 (名古屋方面から) 船見IC出口降りてすぐ
- ・伊勢湾岸自動車道路 名港潮見ICから約10分
- ・名四国道 竜宮ICから約7分
- ・中部国際空港から 車で約40分 (セントレアライン・知多半島道路経由)

●電車

- ・名古屋鉄道常滑線 大同町駅・柴田駅より徒歩25分

●市バス

- ・船見町バス停より徒歩10分

名古屋市食肉衛生検査所 (名古屋市中心卸売市場南部市場内)

名古屋市港区船見町1番地の39 (〒455-0027)

電話 052-611-4929

FAX 052-611-7566

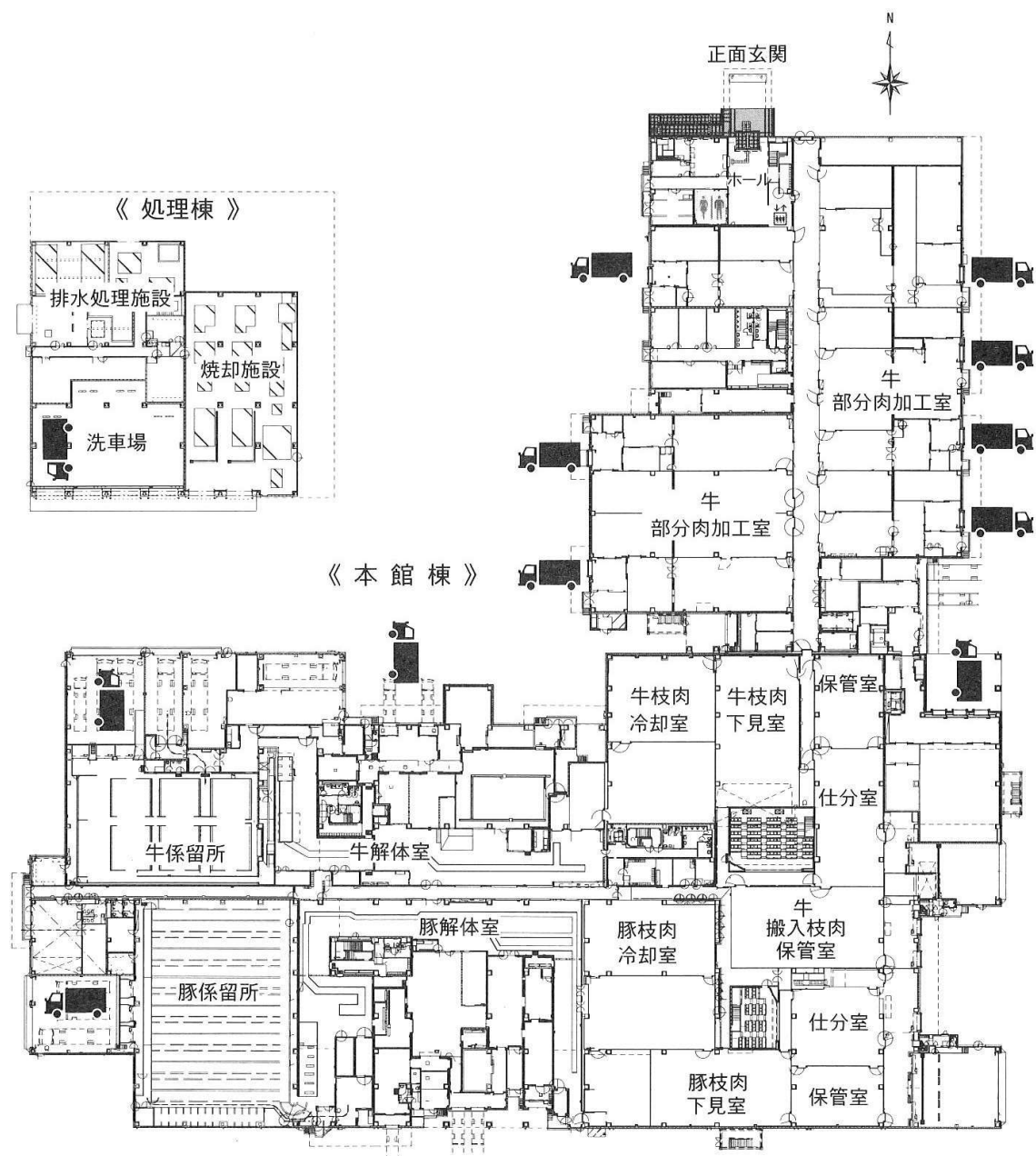
E-Mail a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

HP <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/eisei/1015461/index.html>

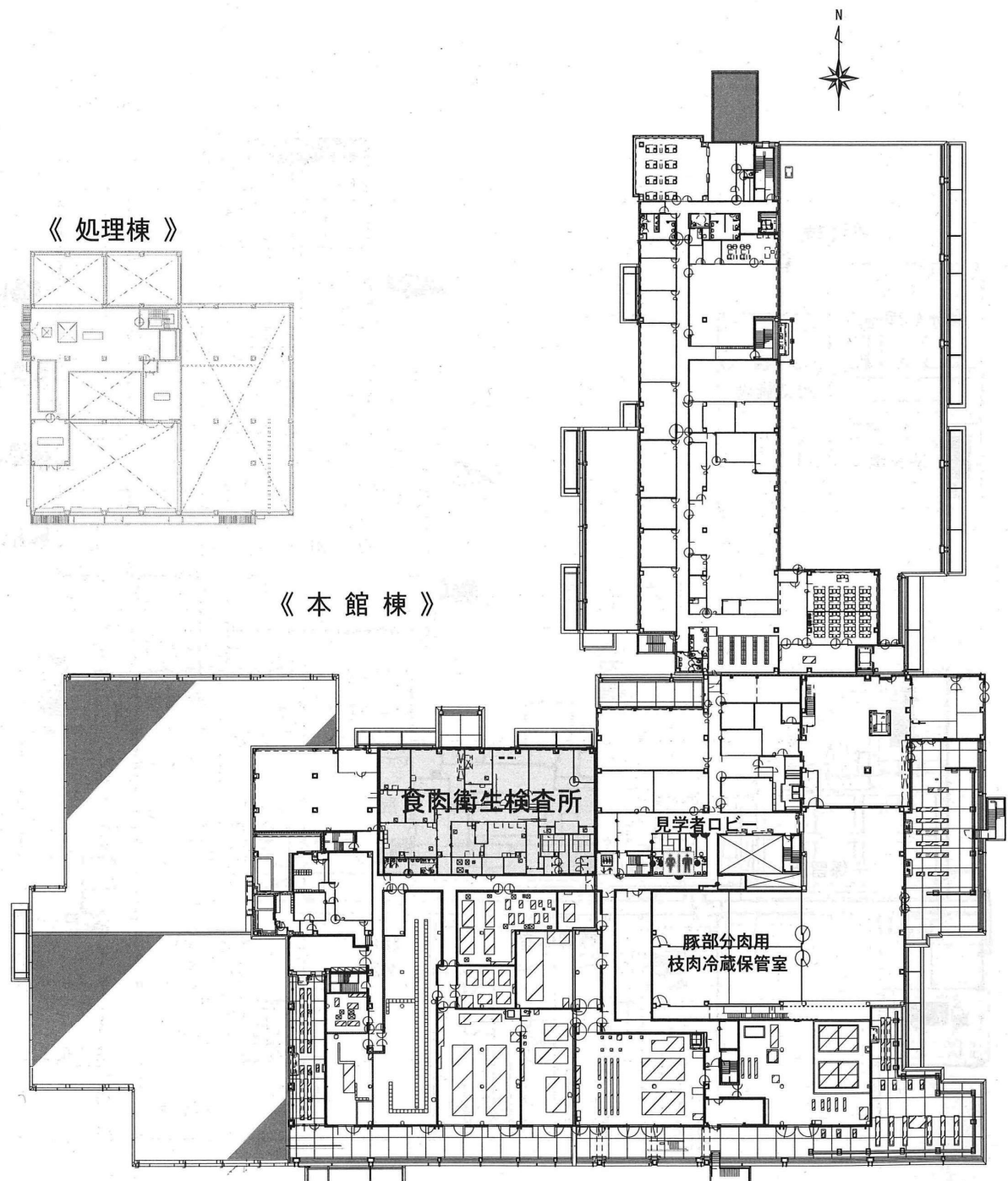


名古屋市公式ウェブサイト

15 南部市場全図（名古屋市南部と畜場） 1階



南部市場全図（名古屋市南部と畜場） 2階



第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要

(1) と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、226,896 頭で、前年度に比較して 9,604 頭の増であった。

畜種別内訳は、牛 8,120 頭（前年度より 100 頭の増）、豚 218,771 頭（前年度より 9,507 頭の増）、子牛は 5 頭（前年度より 3 頭の減）であった。

(2) と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア 全部廃棄・・・231 頭

（全部廃棄の内訳）

牛（27 頭）・・・水腫 9 頭、牛伝染性リンパ腫 9 頭、尿毒症 5 頭、黄疸 2 頭、敗血症 1 頭、膿毒症 1 頭

子牛（1 頭）・・・水腫 1 頭

豚（203 頭）・・・膿毒症 96 頭、敗血症 90 頭、水腫 9 頭、豚丹毒 3 頭、白血病 3 頭、腫瘍 2 頭

イ 一部廃棄・・・92,165 頭

総と畜検査頭数に占める一部廃棄頭数の割合は 40.6%にあたり、「炎症又は炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の 86.4%を占めている。

(3) 精密検査

精密検査延頭数は、274 頭（牛 157 頭、子牛 5 頭、豚 112 頭）であった。

検査項目別延件数は、7,262 件であり、そのうち敗血症のための検査が、4,069 件で 56.0%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明に、理化学検査は、尿毒症・水腫等を中心に実施した。

(4) 動物用医薬品検査

残留動物用医薬品検査頭数は、1,738 頭（牛 136 頭、豚 1,602 頭）、検体数は 5,189 件（牛 408 件、豚 4,781 件）であった。検査項目数は 6,517 件であり、項目内訳は簡易検査法が 5,187 件、ホルモン剤、合成抗菌剤等の検査は 1,330 件であった。

(5) その他

ア 調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。

また、これにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ 教育・研究機関に対する協力

各種機関からの研修の受け入れを行った。

ウ 消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上を図るため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施した。

エ と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を 11 件交付した（豚足 10 件、牛原皮 1 件）。

2 と畜検査頭数

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：頭)

月	検査 日数	計	牛			子牛	豚
			肉用種	乳用種	牛計		
計	241	226,896	7,665	455	8,120	5	218,771
4	21	19,974	659	37	696	－	19,278
5	21	19,022	595	26	621	1	18,400
6	20	17,503	496	28	524	－	16,979
7	22	17,629	739	34	773	2	16,854
8	18	15,431	501	25	526	1	14,904
9	19	17,540	556	48	604	－	16,936
10	22	21,716	688	34	722	－	20,994
11	19	19,729	869	60	929	－	18,800
12	21	21,140	983	40	1,023	－	20,117
1	20	20,124	551	40	591	－	19,533
2	17	17,076	521	39	560	－	16,516
3	21	20,012	507	44	551	1	19,460

(2) と畜検査頭数の推移（令和3年度～令和7年度）

(単位：頭)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
牛	7,048	7,735	7,782	8,020	8,120
子 牛	8	7	4	8	5
豚	194,755	199,773	199,850	209,264	218,771

(3) 産地別と畜検査頭数

(単位：頭)

出荷地	令和6年度	令和7年度	牛	子牛	豚
総計	217,292	226,896	8,120	5	218,771
北海道	482	623	623	-	-
青森	-	63	63	-	-
岩手	1	1	1	-	-
秋田	48	9	9	-	-
茨城	1	49	49	-	-
栃木	3	75	75	-	-
群馬	54	126	126	-	-
埼玉	7	22	22	-	-
神奈川	3	2	2	-	-
富山	118	125	125	-	-
石川	-	4	4	-	-
長野	380	530	276	-	254
岐阜	56,882	52,095	269	-	51,826
静岡	2,069	1,583	459	1	1,123
愛知	145,070	161,019	4,974	3	156,042
三重	8,481	7,425	63	-	7,362
滋賀	2,325	1,964	-	-	1,964
奈良	284	200	-	-	200
和歌山	-	1	1	-	-
鳥取	6	10	10	-	-
島根	156	152	152	-	-
山口	1	-	-	-	-
広島	-	3	3	-	-
長崎	22	2	2	-	-
熊本	2	7	7	-	-
大分	-	2	2	-	-
宮崎	519	407	406	1	-
鹿児島	378	392	392	-	-
沖縄	-	5	5	-	-

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）

畜種処分 疾病		令和6年度			令和7年度			牛			子牛			豚		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
廃 棄 実 頭 数		-	193	86,936	-	231	92,161	-	27	4,813	-	1	4	-	203	87,348
計		-	193	94,949	-	231	100,616	-	27	6,138	-	1	8	-	203	94,470
細菌病	炭 素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豚 丹 毒	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
	サ ル モ ネ ラ 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結 核	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブ ル セ ラ 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	破 傷 風	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放 線 菌 病	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウイルス・リケッチア病	豚 熱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	7	-	-	9	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-
原虫病	トキソプラズマ症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫病	の う 虫 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジ ス ト マ 病	-	-	6	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	膿 毒 症	-	70	-	-	97	-	-	1	-	-	-	-	-	96	-
	敗 血 症	-	87	-	-	91	-	-	1	-	-	-	-	-	90	-
	尿 毒 症	-	9	-	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
	黄 疸	-	3	1	-	2	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1
	水 腫	-	15	1,010	-	19	1,085	-	9	305	-	1	1	-	9	779
	腫 瘍	-	2	2	-	5	8	-	-	1	-	-	-	-	5	7
	中 毒 諸 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	炎症又は炎症産物による汚染	-	-	74,774	-	-	79,657	-	-	3,590	-	-	4	-	-	76,063
	変 性 又 は 萎 縮	-	-	7,112	-	-	6,846	-	-	794	-	-	3	-	-	6,049
	伝達性海綿状脳症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	12,042	-	-	13,014	-	-	1,443	-	-	-	-	-	11,571

(2) 全部廃棄：全身性の疾病又は異常を認めた場合に当該獣畜の肉、内臓、皮など
全てを廃棄する措置

全部廃棄理由

(単位：頭)

疾 病 名	牛	子牛	豚
敗 血 症	1	－	90
豚 丹 毒	－	－	3
膿 毒 症	1	－	96
水 腫	9	1	9
炎 症 又 は 炎症産物による汚染	－	－	－
黄 疸	2	－	－
尿 毒 症	5	－	－
牛伝染性リンパ腫	9	－	－
白 血 病	－	－	3
腫 瘍	－	－	2
計	27	1	203

(3) 一部廃棄：疾病又は異常を認めた場合に当該肉、内臓、皮などを
廃棄する措置

一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
1	肝包膜炎 (1)	62	1	3, 880	3, 943
2	肝炎 (2)	2, 180	1	17, 642	19, 823
3	胆管炎 (3)	289	0	0	289
4	肝小葉壊死 (4)	63	0	0	63
5	肝蛭症 (5)	3	0	0	3
6	脂肪肝 (6)	5	0	216	221
7	肝富脈斑 (7)	35	0	0	35
8	好酸球性小葉間静脈炎 (8)	30	0	0	30
9	肝膿瘍 (9)	247	0	38	285
10	うっ血肝 (11)	2	0	3	5
11	褪色肝 (14)	110	2	4, 159	4, 271
12	鋸屑肝 (17)	146	0	0	146
13	寄生虫性肝炎 (22)	0	0	2, 913	2, 913
14	肝混濁 (24)	0	0	1	1
15	心外膜炎 (26)	44	1	5, 987	6, 032
16	心筋変性 (27)	10	0	34	44
17	心筋出血 (28)	74	0	190	264
18	心肥大 (29)	1	0	179	180
19	心奇形 (32)	1	0	1	2
20	心筋膿瘍 (35)	0	0	1	1
21	肺炎 (37)	293	0	2	295
22	胸膜炎 (38)	423	1	6, 903	7, 327
23	異物吸入肺 (39)	55	0	0	55
24	血液吸入肺 (40)	79	0	1, 458	1, 537
25	肺その他 (41)	0	0	1	1
26	肺膿瘍 (42)	14	1	2, 154	2, 169
27	肺気腫 (43)	177	0	99	276
28	豚流行性肺炎 (MPS) (44)	0	0	17, 183	17, 183
29	胸膜肺炎 (ヘモ、APP) (45)	0	0	3, 686	3, 686
30	化膿性肺炎 (46)	82	0	69	151

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
31	胃炎（47）	4	0	0	4
32	小腸炎（50）	176	0	0	176
33	腸炎（51）	26	0	17,625	17,651
34	大腸炎（52）	21	0	0	21
35	胃腸炎（53）	71	3	0	74
36	直腸周囲脂肪壊死（54）	120	0	0	120
37	腸間膜脂肪壊死（55）	100	0	0	100
38	腸間膜リンパ節乾酪壊死（58）	0	0	36	36
39	腸気泡症（59）	0	0	33	33
40	ヘルニア（61）	1	0	1,909	1,910
41	増殖性腸炎（62）	0	0	392	392
42	横隔膜膿瘍[サガリ]（63）	14	0	0	14
43	横隔膜変性[サガリ]（64）	25	0	0	25
44	横隔膜炎[サガリ]（65）	292	1	0	293
45	横隔膜膿瘍（66）	98	0	299	397
46	横隔膜変性（67）	14	0	0	14
47	横隔膜炎（68）	152	1	3,798	3,951
48	腎その他（70）	0	0	1	1
49	腎炎（71）	144	1	797	942
50	腎周囲脂肪壊死（72）	123	0	0	123
51	腎膿瘍（73）	15	0	20	35
52	腎変性（74）	6	0	489	495
53	腎結石（75）	7	0	0	7
54	腎点状出血（76）	1	0	10	11
55	腎臓腫瘍（79）	0	0	3	3
56	のう胞腎（80）	12	0	3,460	3,472
57	萎縮腎（81）	1	0	210	211
58	腹膜炎（84）	0	0	8,409	8,409
59	頭部膿瘍（86）	2	0	9	11
60	頭部放線菌症（87）	2	0	0	2
61	舌変性（89）	1	0	0	1

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
62	皮膚病（95）	0	0	2	2
63	膀胱炎（96）	3	0	0	3
64	膀胱結石（97）	1	0	0	1
65	子宮蓄膿症（98）	3	0	0	3
66	子宮内膜炎（99）	3	0	4	7
67	乳房炎（100）	2	0	0	2
68	脾腫（101）	0	0	10	10
69	脾炎（102）	6	0	58	64
70	捻転脾（103）	0	0	14	14
71	生殖器奇形（104）	1	0	1	2
72	筋肉膿瘍（117）	86	1	7, 147	7, 234
73	筋肉出血（118）	1, 087	0	4, 380	5, 467
74	筋肉変性（119）	189	1	969	1, 159
75	筋肉水腫（120）	305	1	779	1, 085
76	関節炎（121）	3	0	561	564
77	骨折（122）	9	0	385	394
78	異所骨形成（123）	0	0	41	41
79	奇形（124）	0	0	4	4
80	腫瘍（126）	0	0	1	1
81	黒色腫（メラノーマ）（127）	1	0	3	4
82	筋炎（128）	3	0	0	3
83	脱臼（131）	0	0	4	4
84	脊椎膿瘍（143）	0	0	314	314
85	尾咬症（144）	0	0	19	19
86	鼻炎（145）	0	0	4	4
87	尾炎（146）	2	0	0	2

4 精密検査件数

(1)総計

検査項目 病名		延 検 査 頭 数	病 名 決 定 頭 数	検 査 検 体 数	細菌検査			原 虫 検 査	病 理 検 査				理 化 学 検 査			プリオン 検 査		そ の 他 の 検 査	延 検 査 件 数
					直 接 鏡 検	培 養 検 査	同 定		血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 球 検 査	血 清 検 査	そ の 他	エ ライ ザ	そ の 他		
総 数		274	125	1,524	415	2,292	1,498	158	14	23	179	176	1,135	1,042	19	-	-	311	7,262
病畜の一般検査		134	-	134	268	-	-	134	-	-	-	-	938	859	-	-	-	-	2,199
敗 血 症		101	91	1,110	101	2,220	1,428	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	226	3,975
膿 毒 症		1	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	7	8	-	-	-	-	18
豚 丹 毒	(敗血症型)	2	2	22	2	44	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	94
	(皮膚型)	1	1	6	-	12	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	42
	(関節炎型)	2	-	16	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
トキソプラズマ症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腫 瘍		2	2	26	-	-	-	-	2	2	25	24	-	-	-	-	-	-	53
牛伝染性リンパ腫		9	9	124	10	-	-	5	9	16	116	115	63	42	-	-	-	54	430
白 血 病		3	3	40	-	-	-	1	3	5	38	37	8	5	-	-	-	-	97
黄 疸		4	2	12	4	-	-	3	-	-	-	-	21	25	4	-	-	4	61
尿 毒 症		5	5	20	10	-	-	5	-	-	-	-	35	37	15	-	-	15	117
水 腫		9	9	9	18	-	-	9	-	-	-	-	63	66	-	-	-	-	156
炎 症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変 性		1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
伝達性海綿状脳症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萎 縮 性 鼻 炎		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルモネラ症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2)牛

検査項目 病名	延 検 査 頭 数	病 名 決 定 頭 数	検 査 検 体 数	細菌検査			原 虫 検 査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		そ の 他 の 検 査	延 検 査 件 数
				直 接 鏡 検	培 養 検 査	同 定		血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 球 検 査	血 清 検 査	そ の 他	エ ラ イ ザ	そ の 他		
総 数	157	26	303	303	22	24	152	9	16	116	115	1,092	996	18	-	-	76	2,939
病畜の一般検査	130	-	130	260	-	-	130	-	-	-	-	910	827	-	-	-	-	2,127
敗 血 症	1	1	11	1	22	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	51
膿 毒 症	1	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	7	8	-	-	-	-	18
豚 丹 毒	(敗血症型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(皮膚型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(関節炎型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トキソプラズマ症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牛伝染性リンパ腫	9	9	124	10	-	-	5	9	16	116	115	63	42	-	-	-	54	430
白 血 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
黄 疸	3	2	9	4	-	-	3	-	-	-	-	21	24	3	-	-	3	58
尿 毒 症	5	5	20	10	-	-	5	-	-	-	-	35	37	15	-	-	15	117
水 腫	8	8	8	16	-	-	8	-	-	-	-	56	58	-	-	-	-	138
炎 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変 性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伝達性海綿状脳症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萎 縮 性 鼻 炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルモネラ症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3)子牛

検査項目 病名		延 検 査 頭 数	病 名 決 定 頭 数	検 査 検 体 数	細菌検査			原 虫 検 査	病理検査				理化学検査			プリオン 検査		そ の 他 の 検 査	延 検 査 件 数
					直 接 鏡 検	培 養 検 査	同 定		血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 球 検 査	血 清 検 査	そ の 他	エ ラ イ ザ	そ の 他		
総 数		5	1	5	10	-	-	5	-	-	-	-	35	40	-	-	-	-	90
病畜の一般検査		4	-	4	8	-	-	4	-	-	-	-	28	32	-	-	-	-	72
敗 血 症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
膿 毒 症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚 丹 毒	(敗血症型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(皮膚型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(関節炎型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トキソプラズマ症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腫 瘍		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牛伝染性リンパ腫		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白 血 病		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
黄 疸		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尿 毒 症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水 腫		1	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	7	8	-	-	-	-	18
炎 症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変 性		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伝達性海綿状脳症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萎 縮 性 鼻 炎		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルモネラ症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4)豚

検査項目 病名		延 検 査 頭 数	病 名 決 定 頭 数	検 査 検 体 数	細菌検査			原 虫 検 査	病理検査				理化学検査			プリオン 検査		そ の 他 の 検 査	延 検 査 件 数
					直 接 鏡 検	培 養 検 査	同 定		血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 球 検 査	血 清 検 査	そ の 他	エ ライ ザ	そ の 他		
総 数		112	98	1,216	102	2,270	1,474	1	5	7	63	61	8	6	1	-	-	235	4,233
病畜の一般検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
敗 血 症		100	90	1,099	100	2,198	1,404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	222	3,924
膿 毒 症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚 丹 毒	(敗血症型)	2	2	22	2	44	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	94
	(皮膚型)	1	1	6	-	12	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	42
	(関節炎型)	2	-	16	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
トキソプラズマ症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腫 瘍		2	2	26	-	-	-	-	2	2	25	24	-	-	-	-	-	-	53
牛伝染性リンパ腫		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白 血 病		3	3	40	-	-	-	1	3	5	38	37	8	5	-	-	-	-	97
黄 疸		1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	3
尿 毒 症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水 腫		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
炎 症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変 性		1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
伝達性海綿状脳症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萎 縮 性 鼻 炎		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルモネラ症		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5 食品中の残留動物用医薬品検査結果

(1) 検査頭数及び検査項目数

		総数	牛	豚
検 査 頭 数		1,738	136	1,602
検 体 数		5,189	408	4,781
項 目 数		6,517	672	5,845
簡 易 検 査 法		5,187	408	4,779
分 別 推 定 法		17	4	13
抗生物質	オ キ シ テ ト ラ サ イ ク リ ン	1	-	1
	ク ロ ル テ ト ラ サ イ ク リ ン	1	-	1
	テ ト ラ サ イ ク リ ン	1	-	1
	ベ ン ジ ル ペ ニ シ リ ン	-	-	-
	マ ル ボ フ ロ キ サ シ ン	2	-	2
	エ ン ロ フ ロ キ サ シ ン	2	-	2
	ノ ル フ ロ キ サ シ ン	2	-	2
	ダ ノ フ ロ キ サ シ ン	2	-	2
	オ ル ビ フ ロ キ サ シ ン	2	-	2
合成抗菌剤	エ ト パ ベ ー ト	50	10	40
	オ ル メ ト プ リ ム	50	10	40
	ク ロ ピ ド ー ル	50	10	40
	ス ル フ ァ キ ノ キ サ リ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ ク ロ ル ピ リ ダ ジ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ ジ ア ジ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ ジ ミ ジ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ ジ メ ト キ シ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ チ ア ゾ ー ル	50	10	40
	ス ル フ ァ ド キ シ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ ピ リ ジ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ ベ ン ズ ア ミ ド	50	10	40
	ス ル フ ァ メ ト キ サ ゾ ー ル	50	10	40
	ス ル フ ァ メ ト キ シ ピ リ ダ ジ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ メ ラ ジ ン	50	10	40
	ス ル フ ァ モ ノ メ ト キ シ ン	50	10	40
	ト リ メ ト プ リ ム	50	10	40
	ナ イ カ ル バ ジ ン	50	10	40
殺菌剤	チ ア ベ ン ダ ゾ ー ル	50	10	40
ホルモン剤	酢 酸 ト レ ン ボ ロ ン	50	10	40
	酢 酸 メ レ ン ゲ ス テ ロ ー ル	50	10	40
寄生虫駆除剤	ア ル ベ ン ダ ゾ ー ル	50	10	40
	オ キ シ ベ ン ダ ゾ ー ル	50	10	40
	ク ロ サ ン テ ル	50	10	40
	ジ ク ラ ズ リ ル	50	10	40
	フ ル ベ ン ダ ゾ ー ル	50	10	40

(2) 行政処分

(単位：頭)

行政処分	事故畜・保留畜			健 康 畜		
	牛	豚	検 出 薬 剤	牛	豚	検 出 薬 剤
食品衛生法による 廃棄	-	2	マルボフロキサシン	-	-	-

第3章 衛 生 監 視 指 導

1 中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導等

(1) 衛生監視指導実施状況

名古屋市南部と畜場に対し、名古屋市食肉衛生検査所衛生監視指導実施規程に基づき、生体の受け入れ、と畜解体、枝肉・内臓の冷蔵保管及び入出庫時の取扱い等について、関係各団体が衛生管理計画及び手順書を遵守した自主管理を適切に実施しているかを確認する等、外部検証を中心とした衛生監視を行った。

また南部市場内に併設された食肉処理施設・食肉販売施設等について、食肉や施設の衛生保持を喚起するため定期的に衛生監視を実施し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理について指導した。

ア と畜場の監視件数

(単位：件)

監視チェックリストを用いた監視 (オフライン監視)	牛	係留所	11
		と室	56
		内臓処理室	48
		冷蔵庫	43
	豚	係留所	11
		と室	51
		内臓処理室	46
		冷蔵庫	43
記 録 確 認			20
その他相談・指導			13

イ 食肉処理施設等の監視件数

区 分	施 設 数	監視指導件数
食肉処理業	13	886
食肉販売業	1	15
その他	3	106

(2) 微生物検査等実施状況

外部検証の一環として、切除法により枝肉の表面（胸部）を剥ぎ取り、一般細菌数、腸内細菌科菌群数及び食中毒起因菌の検査を実施した（牛豚各 5 検体／月）。

その他、牛枝肉のグリア線維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査を実施した。

ア 枝肉等の微生物検査件数

区分	検体数	項目数合計	一般細菌数	腸内細菌科菌群数	サルモネラ	カンピロバクター	黄色ブドウ球菌	O157	O26	O111	O103	O121	O145	リステリア
総数	120	960	120	120	120	120	120	60	60	60	60	60	60	－
牛枝肉	60	660	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	－
豚枝肉	60	300	60	60	60	60	60	－	－	－	－	－	－	－
施設・設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

イ 牛枝肉のグリア線維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査件数

検体	頭数	検体数
牛枝肉	30	30

(3) 外部検証連絡会議

と畜場の衛生監視、枝肉の微生物検査等の外部検証結果について、と畜場管理者、と畜業者等の関係団体に伝達し、必要な改善を促すための HACCP 外部検証連絡会議を設置し、12 回実施した。

2 市内食鳥処理施設における衛生指導等

市内食鳥処理場は、すべて年間処理羽数 30 万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の微生物汚染検査を行っている。

令和 7 年度から、認定小規模処理施設の 1 施設で鶏肉を輸出するために、食鳥検査員による食鳥検査が実施されている。

(1) 食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別

	食鳥処理事業の施設数			食鳥処理衛生管理者*注2 の配置数
	食鳥処理場*注1		届出食肉販売業	
	生鳥から処理	とたいから処理		
令和6年度総数	1	20	3	25
令和7年度総数	1	19	3	25
千種	－	1	－	1
東	－	－	－	－
北	－	1	－	1
西	－	2	－	3
中村	－	5	1	6
中	－	3	1	4
昭和	－	－	1	－
瑞穂	－	1	－	1
熱田	1	2	－	4
中川	－	－	－	－
港	－	－	－	－
南	－	1	－	2
守山	－	－	－	－
緑	－	－	－	－
名東	－	3	－	3
天白	－	－	－	－

注 1：食鳥処理場施設数は当該年度に稼働実績のあった施設の数計上。

注 2：食鳥処理衛生管理者数は当該年度末の数計上。

(2) 食鳥処理施設の監視指導件数、区別

(単位：件)

	食鳥処理場			届出食肉販売業
	総 数	生鳥から処理	とたいから処理	
令和6年度 総数	22	2	20	2
令和7年度 総数	37	18	19	2
千 種	1	－	1	－
東	－	－	－	－
北	1	－	1	－
西	2	－	2	－
中 村	5	－	5	1
中	3	－	3	1
昭 和	－	－	－	－
瑞 穂	1	－	1	－
熱 田	20	18	2	－
中 川	－	－	－	－
港	－	－	－	－
南	1	－	1	－
守 山	－	－	－	－
緑	－	－	－	－
名 東	3	－	3	－
天 白	－	－	－	－

(3) 認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別

	食鳥処理羽数	基準適合羽数	不適合羽数	基準不適合の理由					
				生体の状況	体表の状況		体壁内側面の状況	内臓の状況	
				廃棄	全部廃棄	一部廃棄	廃棄	内臓部分廃棄	内臓全部廃棄
令和6年度合計	207,230	200,866	6,364	1,490	636	2,422	558	784	474
令和7年度合計	224,084	212,691	11,393	1,697	1,207	4,926	1,376	1,146	1,041
千種	2,663	2,611	52	-	5	20	27	-	-
東	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北	3,042	3,042	-	-	-	-	-	-	-
西	1,511	1,511	-	-	-	-	-	-	-
中村	54,599	54,594	5	-	-	2	1	2	-
中	498	498	-	-	-	-	-	-	-
昭和	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瑞穂	1,799	1,799	-	-	-	-	-	-	-
熱田	154,867	143,532	11,335	1,697	1,202	4,903	1,348	1,144	1,041
中川	-	-	-	-	-	-	-	-	-
港	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	2,750	2,750	-	-	-	-	-	-	-
守山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名東	2,355	2,354	1	-	-	1	-	-	-
天白	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 認定小規模食鳥処理場での食鳥検査員による食鳥検査結果

検査羽数 1,571 羽（熱田区 1 施設）

		ウイルス・ クラミジア 病	細菌 病	その他の疾病					総数
				変性	出血	炎症	削瘦及 び発育 不良	放血 不良	
名古屋 コーチン	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	14	1	15
	一部廃棄	0	0	101	18	3			122

(5) 微生物検査件数

区 分	検 体 数	項 目 数	項目数内訳								
			細菌 数	一般	大腸 菌	大腸 菌群 数	サル モネ ラ	バク ター カン ピロ	球 菌	黄色 ブドウ	リス テリア
総数	28	179	33	33	33	33	28	7	7	5	-
処理水	6	30	6	6	6	6	6	-	-	-	-
拭き取り	15	100	20	20	20	20	20	-	-	-	-
ささみ	3	21	3	3	3	3	2	3	3	1	-
むね肉	1	7	1	1	1	1	-	1	1	1	-
もも肉	1	7	1	1	1	1	-	1	1	1	-
その他	2	14	2	2	2	2	-	2	2	2	-

3 輸出食肉対応実績

適合施設の認定件数及び食肉衛生証明書の発行件数

輸出認定施設である中央卸売市場南部市場内の食肉処理施設（牛肉）及び令和 7 年度に輸出認定施設となった市場外の食鳥処理施設（食鳥肉）に対し、申請に基づき食肉衛生証明書を発行した。

	輸出先国	適合施設認定件数 (うち新規件数)	食肉衛生証明書の発行件数 (重量)	
			令和 6 年度	令和 7 年度
南部市場内 (牛肉)	タイ	7 (0)	109 (23, 427. 2kg)	190 (21, 121. 2kg)
	ベトナム	5 (0)	－	－
	マカオ	5 (0)	－	－
	ミャンマー	3 (0)	－	－
南部市場外 (食鳥肉)	シンガポール	1 (1)	－	6 (909. 6kg)
合計		21 (1)	109 (23, 427. 2kg)	196 (22, 030. 8kg)

第4章 講習会・研修・見学等

1 衛生講習会、見学等の実施

(1) 衛生講習会の実施

毎年開催している作業衛生責任者講習は、受講申込みが無かったため、開催しなかった。

(2) 見学者の受入

教育機関等の依頼に基づき見学者やインターンシップを受入れ、と畜検査や衛生的なと畜作業についての説明を行い、食肉の衛生についての啓発を行った。

(3) 講師派遣

中央卸売市場南部市場が実施する夏休み親子見学会へ講師を派遣し、食肉の衛生についての啓発を行った。

(4) 衛生講習会、見学等実施回数及び参加者

区分	衛生講習会	見学等	講師派遣	計
件数	0	12	3	15
参加人数	0	79	80	159

(5) 研究協力

区分	行政機関 (家畜保健衛生所等)	研究機関 (大学等)
件数	9	1
内容	血液採材	内臓採材

2 研修

月 日	内 容	受講者
5 月 23 日	2025 年度「ぶんせき講習会」(基礎編その 1)	古澤
5 月 28 日	分析機器講習会「質量分析基礎講座」	武藤
5 月 30 日	理化学試験の基礎実技研修	霞
7 月 25 日	第 16 回 FDSC 食品衛生精度管理セミナー	曾田
8 月 7～8 日	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	酒井
9 月 1～2 日	有機溶剤作業主任者技能講習	霞
9 月 17 日	ピペットセミナー基礎編	霞・牛田
3 月 5 日	群馬県食肉衛生検査所視察	高橋・野村
3 月	保健センター研修	間瀬・須崎

第5章 調 査 研 究

(1) と畜場における豚の残留動物用医薬品検査の実施状況および豚枝肉においてマルボフロキサシンが陽性になった事例について

令和7年度中部地区獣医師大会・獣医学術中部地区学会
名古屋市食肉衛生検査所 新美 陽子、古澤 昌士、
曾田 友和、小林 寛、鳴海 大助

【はじめに】

当所では、動物用医薬品の残留した食肉の流通を防止するために、残留動物用医薬品検査を実施している。2019年度から2024年度の6年間に名古屋市南部と畜場に搬入された豚に対して実施した検査結果を集計し、陽性事例の傾向を取りまとめたので報告する。また併せて2025年4月に、病畜として搬入・と畜された肉豚1頭の筋肉から残留基準値を超えるマルボフロキサシンが検出された事例があったので報告する。

【残留動物用医薬品検査実施状況】

1. 集計対象

2019年4月から2025年3月までの間に名古屋市南部と畜場でとさつ解体した豚のうち、残留動物用医薬品検査を実施したものすべて（スクリーニングおよびモニタリング検査を含む）

2. 集計結果の概要

6年間の検査実施頭数は、6,732頭であった。簡易検査で陽性になり、分別推定法で系統を推定できたものは37件あり、ニューキノロン系薬剤が推定されたものが17件で、薬剤の系統としては最も多かった。

【陽性事例】

2025年4月に、病畜として搬入された豚（月齢約6カ月、体重約100 kg、性別雌）の筋肉から、マルボフロキサシン0.18 ppm（豚肉基準値0.05 ppm）を検出したため、食品衛生法第59条第1項に基づき、当該豚肉を廃棄処分とした。と畜検査申請の際には、豚の場合、直近2カ月の投薬履歴を記載した出荷豚投薬報告書の提出を求めているが、今回の豚に関する報告書にはマルボフロキサシンの記載がなく、当該豚の畜主に聞き取り調査をしたところ、使用禁止期間は順守していたものの、直近でマルボフロキサシンを投与していたことが判明した。畜主に対して、出荷豚投薬報告書の正確な記載を指導したほか、管轄の家畜保健衛生所に情報提供を行った。

(2) アンケート方式による獣医学生の就職意識調査について

令和7年度全国食肉衛生検査所協議会 東海・北陸ブロック研修会
名古屋市食肉衛生検査所○酒井智美、新美陽子、鳴海大助、横井伸行

【はじめに】

近年、家畜伝染病の流行への対応や、食の安全確保など、公務員獣医師に対する社会の要請が高まっている一方で、公務員獣医師の不足は全国的な問題となっている。特に多くの職員を必要とする食肉衛生検査所においては深刻な課題であり、全国食肉衛生検査所協議会からも獣医師確保のための提言がなされている。新規採用者の確保を目的として各自治体では様々なリクルート活動が行われており、今回、リクルート活動に役立てることを目的として、獣医学生の仕事観や就職に関するアンケート方式の意識調査を行ったため、報告する。

【意識調査の対象および方法】

対象：岐阜大学共同獣医学科の学生 91 人(3 年生 36 人、4 年生 28 人、6 年生 27 人)

実施日時：3 年生:2025 年 1 月 17 日、4 年生：2025 年 1 月 28 日、6 年生：2025 年 4 月 3 日

方法：当所見学时に、または大学を通して筆記式のアンケートを実施した。質問事項は①～⑤の通り設定した。

質問①現在所属するまたは希望する研究室。

質問②将来どのような仕事をしたいと思うか、a～l (表 1)について、それぞれあてはまる程度を 5 段階で回答。以下、a:変革、b:社会貢献、c:自己成長、d:専門性、e:プライベート、f:世界、g:地域、h:注目、i:組織、j:収入、k:リーダー、l:自律的とする。

表 1 質問②の各項目 (仕事観)

a.世の中を便利にする、変革するような仕組みづくりに関わる仕事	g.地域に密着して、地域の役に立つ仕事
b.生活環境を良くする、自然環境を保護するなど社会貢献ができる仕事	h.世間から注目され、羨望や賞賛を浴びる仕事
c.社会人としてさまざまな経験を積み、自己成長できる仕事	i.組織の中で多くの人と協力して、目標に向けて成果を上げる仕事
d.一つのことに打ち込み、スペシャリストを目指す専門性の高い仕事	j.仕事に打ち込むことができるとともに、高い収入を得られる仕事
e.仕事に振り回されることなく、プライベートも充実させられる仕事	k.高い地位から組織を方向付けたり、人を育成したりする仕事
f.世界中を飛び回って活躍できる仕事	l.自分のやり方やペースを守って自由に仕事を進められる仕事

質問③将来就きたいと思う職業について、小動物臨床、大動物臨床、民間企業、動物園・水族館、大学院進学、公務員、その他、未定の中から 2 つまで選択して回答。

質問④地方公務員への就職意欲について、あてはまる程度を 4 段階で回答。

質問⑤地方公務員のイメージについて、良い点悪い点を自由回答。

解析方法：Pearson のカイ二乗検定、Fisher の正確確率検定、Spearman の順位相関係数

【結果および考察】

研究室ごとの志望職種および公務員への就職意欲を表2に、志望職種ごとの地方公務員への就職意欲を表3にまとめた。また、各仕事観の人数割合を図1に、各仕事観と地方公務員への就職意欲の相関係数を表4にまとめた。

表2 研究室ごとの志望職種と地方公務員への就職意欲(質問①③④)

		研究室								未定・未回答	計	割合 (%)	合計 (%)
		基礎	病態	応用	臨床		大学院連合	高等研究院					
					小動物	大動物							
人数	研究室数	3	3	3	5	2	1	1	0	18			
	人数	13	16	16	33	7	1	2	3	91			
	1 研究室あたり人数	4.3	5.3	5.3	6.6	3.5	1.0	2.0	0.0	5.1			
	志望職種	小動物	3	5	0	26	4	0	1	0	39	27.3	
		企業	4	5	5	3	0	1	0	2	20	14.0	
		公務員	7	6	9	11	6	1	0	1	41	28.7	
	地方公務員への 就職意欲	就職したい	6	2	3	1	1	0	0	1	14	15.4	
		就職してもよい	6	10	9	19	5	1	0	2	52	57.1	23.1
		あまり就職したくない	0	2	2	10	0	0	2	0	16	17.6	
		就職したくない	1	2	1	1	0	0	0	0	5	5.5	

表3 志望職種と地方公務員への就職意欲(質問③④)

		地方公務員への就職意欲						計
		したい 就職	しても よい 就職	あまり 就職 したくない	就職 したくない	未回答		
志望職種	小臨床	3	23	9	1	3		39
	企業	4	9	4	1	2		20
	公務員	13	27	0	0	1		41

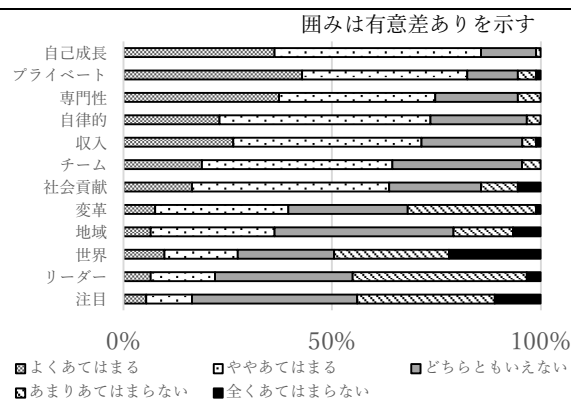


図1 各仕事観の人数割合(質問②)

表4 志望職種ごとの各仕事観にあてはまる程度と地方公務員への就職意欲との相関係数(質問②④)

		仕事観											
		自己 成長	プライ ベート	専門性	自律的	収入	チーム	社会 貢献	変革	地域	世界	リーダー	注目
就職意欲との相関係数	全体	-0.08	0.28	-0.06	0.01	0.07	-0.06	0.32	0.13	0.29	-0.09	0.10	-0.14
	小臨床	0.01	0.23	0.09	-0.01	0.19	-0.18	0.41	0.24	0.16	0.00	0.11	-0.08
	公務員	<u>-0.20</u>	0.21	0.10	0.06	<u>-0.29</u>	<u>-0.31</u>	0.27	0.06	0.41	<u>-0.22</u>	-0.09	<u>-0.25</u>
	企業	-0.06	0.05	-0.05	0.03	0.06	<u>-0.43</u>	0.42	-0.17	-0.08	<u>-0.20</u>	-0.16	<u>-0.43</u>

太字は正の相関、下線は負の相関を示す

表 2 より、小動物臨床系研究室は他の研究室より 1 研究室あたりの配属人数が多かった。また、小動物臨床系研究室の学生のほとんどが将来の職種として小動物臨床を志望しており、学生の高い小動物臨床志向がこの結果から読み取れた。公務員への就職意欲について、研究室ごとの違いを探るために Pearson のカイ二乗検定および Fisher の正確確率検定を実施したところ、基礎系研究室と小動物臨床系研究室で有意差が見られ、基礎系研究室の学生が最も地方公務員への就職意欲が高いことがわかった。表 2 より、70%を超える学生が地方公務員へ「就職したい」あるいは「就職してもよい」と回答していた。しかし表 3 では、公務員志望者の中でも、「就職したい」を選択した学生は 13 人(32%)にとどまり、27 人の学生(66%)は「就職してもよい」を選択していることから、強く志望する学生はあまり多く無く、第二の選択肢として公務員を考えている学生が多いことが考えられた。

図 1 より、過半数を超える学生が「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した項目は、自己成長、プライベート、専門性、自律的、収入、チーム、社会貢献であった。各仕事観にあてはまる程度と、地方公務員への就職意欲について Spearman の順位相関係数を算出したところ(表 4)、全体では、社会貢献、地域、プライベートに弱い正の相関が見られ、これらの仕事観に当てはまる程度が強いほど、公務員への就職意欲が高いことが示唆された。志望職種別にみると、小動物臨床志望者では、社会貢献に正の相関が見られ、変革とプライベートに弱い正の相関が見られた。公務員志望者では、地域に正の相関が見られ、社会貢献とプライベートに弱い正の相関が見られた。また、チーム、収入、注目、世界、自己成長に弱い負の相関が見られた。企業志望者では、社会貢献に正の相関、チームと注目と世界に負の相関が見られた。以上のことより、これらの項目を学生へのリクルート活動の際に PR することで、公務員への就職を訴求できる可能性が示唆された。

【まとめ】

今回の調査で、学生が重要視する仕事観や公務員獣医師のイメージが明らかとなった。学生のニーズに合致した点を PR する

ことで、より効果的なリクルート活動が期待

できる。その中で、公務員の仕事内容を学生に知ってもらうことも重要である。今回仕事がつまらない・やりがいがないと回答した学生が多かったが(図 2)、公務員獣医師は様々な分野から人も動物も幸せに暮らせるよう尽力できる魅力的な仕事であると興味を持ってもらうことが、必要不可欠な公務員獣医師を確保するために何より重要であると考え。

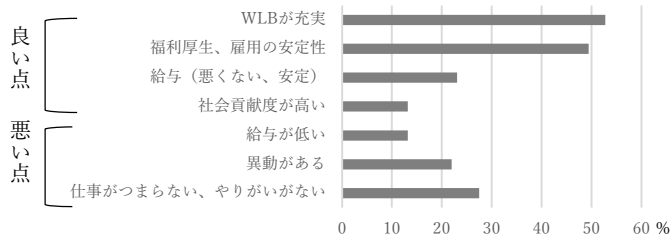


図 2 公務員のイメージ (質問⑤)

【参考】

高井 伸二 (2024) 獣医師の需要 2024

高井 伸二 (2025) 獣医師の需要 2024 都道府県の獣医師確保の現状と課題

(3) 名古屋市南部市場における牛肉輸出関連業務について

令和7年度食品衛生業務報告会

名古屋市食肉衛生検査所 ○野村はるか

1 はじめに

名古屋市食肉衛生検査所（以下「当所」という。）は、名古屋市中央卸売市場南部市場内（以下「南部市場」という。）の名古屋市南部と畜場でと畜検査を実施している。その他にも牛肉輸出関連業務として施設認定事務と食肉衛生証明書発行事務を行っており、平成21年末に南部市場内の1事業者からマカオ向け輸出の相談を受けたことが端緒となった。現在、南部市場内の7事業者がそれぞれ1～4か国・地域（図1）の輸出認定を受けている。輸出に必要な食肉衛生証明書の発行は平成23年度から始まり、令和7年12月までに900件を超えた。令和6年度は、本市で発行した衛生証明書110件中、109件が当所発行分であった。他の食品衛生部局では携わる機会が少ない業務だが、国は輸出拡大方針であり、急な相談がどこへ入るか分からない現状がある。今回、これまでに積み重ねた業務に関する知見を紹介する。

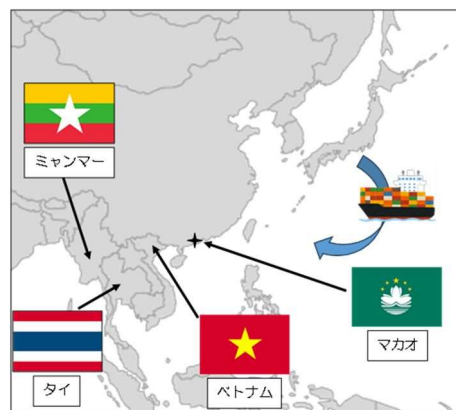


図1. 輸出先国・地域

2 輸出促進法について

輸出促進法と通称される農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号、以下「法」という。）は、令和2年4月1日に施行された。その目的は、「農林水産物及び食品産業の持続的な発展に寄与すること」で、規制業務が多い食品衛生行政が扱う他法令とは趣を異にしている。法の施行前は、輸出品目によって担当する省庁がそれぞれの方針により輸出関連業務を担っていた。農林水産省が主となり8省庁横断的な法が施行されたことで、政府一体となって輸出促進を推進する体制が整った。法第12条第2項には「都道府県等（本市含む）は、事業者への情報提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない」と定められている。法施行の背景には、日本の人口減少により国内市場が縮小していくため輸出拡大が不可欠な状況がある。

3 我が国における牛肉輸出の推移

牛肉の輸出実績（図2）から、法が施行された翌年に輸出の伸びが大きく、その後も増加傾向であることが分かる。国は牛肉を輸出拡大実行戦略の重点品目として位置付けており、和牛を中心とした高品質な牛肉は海外評価が高く、それにより国内価格が下支えされる期待がある。国は令和12年までに牛肉の輸出額1,132億円の目標を掲げ、事業者に対し、資金面での援助を含め様々な支援を行っている。

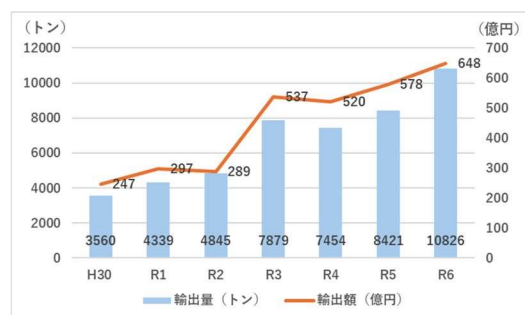


図2. 牛肉の輸出実績 資料)財務省の貿易統計

4 名古屋市南部市場内の認定施設について

本市が認定した南部市場内の施設の輸出先国・地域及び年度を表1に示した。これまでの食肉衛生証明書の発行件数は表2の通りであった。今年度は12月末時点で146件の発行を行い、既に年度発行件数の最大数を更新した。令和6年度以降全てタイ向け輸出となっている。

表 1. 認定施設の輸出先国・地域と認定年度

事業者	タイ	ベトナム	マカオ	ミャンマー
A			(H21)	
B			(H22)	
C	H30	H30※	H22	
D	H28	H26	H25	H27
E	H27	H27	H27	H27
F	H29	H28		
G	R4	R5	R4	
H	R4		R4	R4
I	(H30)			
I《内臓》	R5			
合計	8	5	7	3
現施設数	7	5	5	3

() は廃止施設

※名古屋市は認定したが、輸出可能とはなっていない。

表 2. 食肉衛生証明書発行件数

年度	タイ	ベトナム	マカオ	ミャンマー	年度計
H23			12		12
H24			16		16
H25			8		8
H26					0
H27			3		3
H28		4	3		7
H29	50	1			51
H30	130	1			131
R1	74	4		4	82
R2	126	3		1	130
R3	115	2		3	120
R4	51	1		2	54
R5	60		4		64
R6	109				109
R7(12月末)	146				146
合計	861	16	46	10	933

5 施設認定事務について 一事前相談から輸出可能になるまで

施設認定事務は、具体的には事業者からの事前相談及び審査（書類確認及び実地調査）である。施設認定を申請できるのは、と畜場に併設され、とさつ、解体、分割及び細切が一貫して行われている食肉処理場の事業者のみである。申請は、と畜場設置者からも同時に必要で、それぞれが手数料を支払う（20,900 円（実地調査あり）又は 10,400 円（実地調査なし））。

当所は事業者から牛肉輸出認定の相談を受け、必要書類の確認や打ち合わせを行い、申請を受理する。内容を審査し合格した場合に副申書を食品衛生課へ送達する。食品衛生課は確認の上、本市として適合施設の認定手続きを行うとともに、厚生労働省宛てに報告する。厚生労働省が輸出先国・地域の政府に通知を行い輸出可能となるが、ベトナム向けは登録完了の報告を受けた後に輸出可能となる（図 3）。

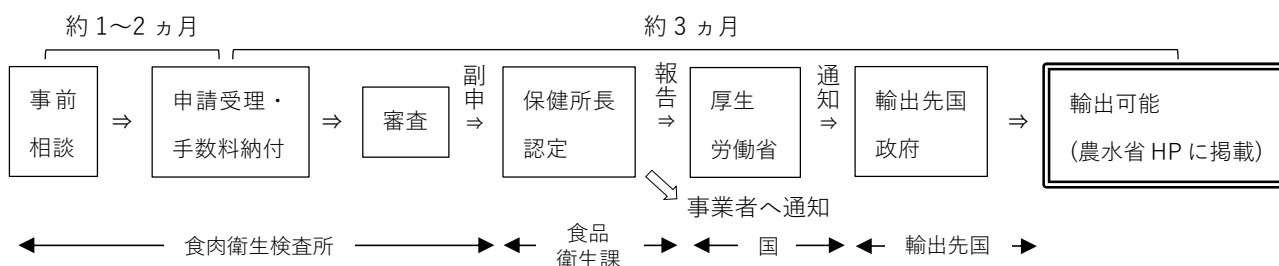


図 3. 適合施設認定の流れ（タイ、ベトナム、マカオ、ミャンマー）

国が認定基準や手続きなどを定めた輸出牛肉等の取扱要綱（以下「要綱」という。）や市の事務処理規程等が輸出先国毎に異なり、また、事業者によっても区分管理（輸出用とそれ以外の食肉を区別して加工、保管等を行うこと）や表示の形式、添付書類等が異なるため、確認しながら慎重に実務を進める必要がある。

要綱に沿って認定手続きを進める場合でも、それぞれの事業者にとっては初めての経験であり、イレギュラーな業務となる。食肉業界で事務手続き専任の人材が確保されている事業者は少ない。当所で事前相談を受けた後、事業者と何度も打ち合わせを重ねて助言し、事業者が申請書を整えてから受理して

副申している。

要綱で定められた要求事項以外に追加対応が求められる場合や認定件数の少ない内臓などの場合、不明点については食品衛生課や国、必要に応じて輸出先国に問い合わせを行いながら準備を進めていくため、時間を要する。

令和2年4月にベトナム向けの要綱が大きく変更された後、要綱を満たすだけではベトナム政府から輸出が認められず、対応に苦慮する事態が発生した。本市から適合施設認定を受けた事業者が、ベトナム政府から要綱に規定の無い書類の提出や説明を何度も求められ、1回のやりとりに数か月を要することがあった。本事例では、事業者と連携を取り、申請から2年半後に輸出可能となった。認定から輸出が認められるまで当所は事業者から様々な質問を受けるが、最終的に輸出が認められるかどうかの決定権は実態としてベトナム政府にある。当所は事業者に最も近い存在であるが、確定した回答ができず、助言に留まらざるを得ないのが実情である。

6 食肉衛生証明書発行事務について 一輸出の都度ロット毎に一

施設認定を取得した事業者が輸出を行う場合、当所が発行する食肉衛生証明書が必要である。

輸出先国によって発行の流れが異なるため、ここでは近年輸出実績のあるタイ向けの場合について述べる（図4）。当所は、事業者から輸出の相談を受けると、対象牛が本市と畜場でと畜が行われたことを確認し、事業者が定めた区分管理に従って枝肉が取り扱われているか現物を確認する（図5）。その後、申請書を受理する（手数料 870 円）。ブロック肉へ加工された荷を検品する際に梱包の表示事項を確認し、不正防止のため容器包装と梱包に検査済証を貼付する（図6）。申請書の内容を確認し、食肉衛生証明書を発行する。

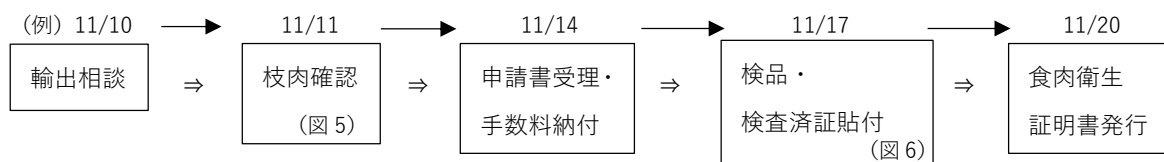


図4. 食肉衛生証明書発行の流れ（タイ）



図5. 枝肉確認



図6. 検査済証貼付

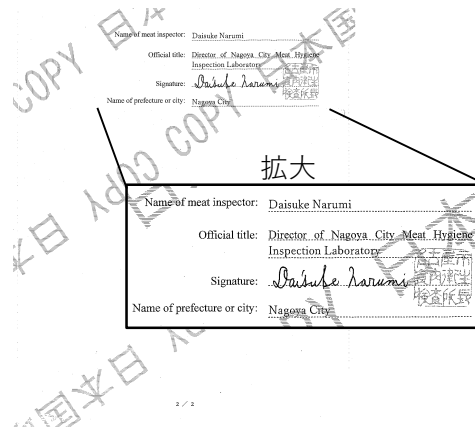


図7. 偽造防止用紙（コピーしたもの）

〈食肉衛生証明書の詳細〉

- ①申請書には日本語表記部分もあるが、食肉衛生証明書は全て英文。
- ②令和4年度から偽造防止用紙（図7）が厚生労働省から配布され、全国統一化された。片面印刷。
- ③全ての用紙に検査所長の直筆サインと公印が必要（図7）。

7 認定施設の事業者へのアンケート

令和7年12月、事業者の状況や今後の見通し、行政に期待することなどを把握するため、表1のCからIの7事業者に対し牛肉輸出に関するアンケートを紙面で実施し、6事業者から回答が得られた。主な質問事項と回答及び理由を表3に記載する。各事業者から忌憚のない回答があり、結果から牛肉輸出には困難なこともあるが概ね意欲的であることが分かった。

表3. 事業者へのアンケート結果

質問事項	回答	理由
輸出の認定を受けてよかったか	はい 4件	「販売機会の拡大(4件)」「と畜場併設の利点を生かせる」「工場の価値向上」
	いいえ 2件	「作業量に対して利益が低い」「現在扱いがない」
輸出の認定を受ける際大変なことがあったか	はい 2件	「要綱の解釈が難しい、英語表記での書類作成」 「区分管理等の手順書の作成」
	いいえ 2件	
	未記入 2件	「当時の状況が不明」
輸出の認定を受けた後大変なことはあるか	はい 3件	「輸出業者とのやりとり」「検査が多い」「初めての取引先への説明が大変」
	いいえ 3件	
現在輸出相手国がタイのみである理由	「継続的な発注見込みがタイのみ」「取引先からの要請」	
輸血量増減の要因	「現地での日本企業同士の競合」「価格競争(2件)」「委託元次第」「営業次第」	
今後の輸出方針 (輸血量・輸出先国)	共に増加 1件 現状維持 5件 「認定のない国へ輸出するため他と畜場へ出荷されるケースがある、認定国が増えれば多くの産地から出荷が見込める」	
国や名古屋市に期待すること	「手続きの簡素化」「輸出企業や現地の輸入業者との商談会の開催」 「施設の更新」「丁寧で親切に対応してもらったので今後もお願いしたい」	

8 まとめ

当所では輸出関連業務以外は窓口対応がほとんどない。輸出関連業務では事業者からの相談に対応することで多少なりとも期待に応えているという実感がある。申請から長期間を要した件は苦勞したが、ベトナム政府から輸出が認められた際は該当の事業者から感謝され、真摯に対応した業務が実を結んだことでモチベーションの更なる向上につながった。事業者へのアンケートでは、普段は直接聞くことのない事業者の実情や要望などを把握することができ、大いに参考になった。このアンケート結果を今後活かしていきたい。

国の方針からは、施設の認定や食肉衛生証明書の発行が今後も増加していくと思われ、実際に今年度は過去最大の食肉衛生証明書交付件数となった。今回のアンケートからは輸血量などについて概ね現状維持されることが予想された。牛肉輸出関連業務は、事業者の期待に応えることで、国の発展に寄与できる業務であるため、引き続き関係各所と協力していきたい。

輸出関連業務は、食品衛生対策事業計画に盛り込まれており、市内の他の食品製造施設を所管する保健センター等で相談を受ける可能性もある。この発表が今後の業務に役立てば幸いである。

2 研究・発表一覧（平成 26 年度～令和 7 年度）

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
26	豚の右肩部および頸部腫瘍 豚の腎臓腫瘍 豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査	全食検協 第 68 回病理部会研修会 全食検協 第 69 回病理部会研修会 平成 26 年度食品衛生業務 報告会	橋本 幸江 佐橋 祐磨 岩 賢
27	豚の全身性腫瘍 豚の症状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 70 回病理部会研修会 愛知県獣医師会第 55 回学 術発表会	日比野 拓己 市川 隆
28	当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について 管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取り組み 豚の症状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 34 回理化学部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会	井上 裕介 丹羽 毅 市川 隆
29	豚の胸部腫瘍 と畜場の牛枝肉に関する自主管理認定取得に向けた取り組みについて 病理学的検査によるつくね中の異物の同定について 名古屋市南部と畜場における残留動物用医薬品等事例の現状と対策 豚の全身性メラノシスの 1 例	全食検協 第 74 回病理研修会 平成 29 年度食品衛生業務 報告会 獣医公衆衛生関係研修会 獣医公衆衛生関係研修会 愛知県獣医師会第 56 回学 術研究発表会	前田 麻友子 山口 敏彦 前田 麻友子 野田 千帆 前田 麻友子

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
30	食品中の異物への病理組織学的検査の活用 所管すると畜場における牛白血病の病理学的及び疫学的調査からみた一考察 豚の眼の腫瘍 5S 活動を活用したと畜検査の衛生管理向上について と畜検査における衛生標準作業手順(SSOP)の導入について	食品・動物業務事例研究会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 75 回病理研修会 平成 30 年度食品衛生業務報告会 愛知県獣医師会第 57 回学術研究発表会	渡戸 欽也 佐橋 祐磨 渡戸 欽也 渡戸 欽也 渡戸 欽也
31	牛の心臓の腫瘍 所管すると畜場に搬入された牛における牛白血病の浸潤調査からみた一考察 同上 低温殺菌法の危険性の検討について 豚の両側眼瞼に発生した形質細胞腫の 1 例	全食検協 第 76 回病理研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 獣医公衆衛生関係研修会 令和元年度食品衛生業務報告会 日本獣医師会雑誌第 75 巻第 3 号(2020)	渡戸 欽也 佐橋 祐磨 佐橋 祐磨 廣中 彩加 渡戸 欽也
R2	牛の肝臓 管内と畜場に搬入された牛及び豚における <i>Escherichia albertii</i> の保菌状況調査 牛の黒褐色腎 所管すると畜場に搬入された牛から検出された牛伝染性リンパ腫ウイルスの遺伝子解析 各種食器用洗剤における洗浄力及び除菌効果の比較 管内と畜場に搬入された牛及び豚における <i>Escherichia albertii</i> の保菌状況調査	全食検協 第 77 回病理研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会 愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会 令和 2 年度食品衛生業務報告会 令和 2 年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	渡戸 欽也 富山 満里奈 渡戸 欽也 佐橋 祐磨 酒井 智美 富山 満里奈

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
R3	東海地方の家畜からの <i>Escherichia albertii</i> 分離と性状解析	日本獣医師会雑誌第 75 巻 第 5 号 (2021)	富山 満里奈
	名古屋市南部と畜場に搬入された牛及び豚の動物用医薬品の使用実態と検査状況について	令和 3 年度食品衛生業務 報告会	小林 寛
	同上	愛知県獣医師会第 59 回学 術研究発表会	小林 寛
R4	と畜場に搬入される豚のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) の保有状況及び性状解析調査	全食検協 東海北陸ブロック研修会	武藤 裕太郎
	同上	愛知県公衆衛生研究会	武藤 裕太郎
	名古屋市南部と畜場における外部検証の実施状況	令和 4 年度食品衛生業務 報告会	市川 美保
	名古屋市南部と畜場に搬入された牛及び豚の動物用医薬品の使用実態と検査状況について	全食検協 東海北陸ブロック研修会	小林 寛
R5	豚枝肉においてマルボフロキサシンが陽性になった事例について	全食検協 東海北陸ブロック研修会	大泉 佑斗
	同上	令和 5 年度食肉及び食鳥 肉衛生研究発表会	大泉 佑斗
	名古屋市南部市場に搬入された豚の動物用医薬品の投薬歴報告書に関する調査	令和 5 年度食品衛生業務 報告会	林 宏樹
R6	豚解体ラインにおける枝肉ふき取り検査結果に基づく枝肉汚染防止対策について	全食検協 東海北陸ブロック研修会	牧 香里
	豚の体腔内腫瘍	全食検協 第 81 回病理研修会	三好 知行

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
R7	と畜場における豚の残留動物用医薬品検査の実施状況および豚枝肉においてマルボフロキサシンが陽性になった事例について	令和7年度中部地区獣医師大会・獣医学術中部地区学会	
	アンケート方式による獣医学生就職意識調査について	全食検協 東海北陸ブロック研修会	酒井 智美
	名古屋市南部市場における牛肉輸出関連業務について	令和7年度食品衛生業務報告会	野村 はるか